

広島県高等学校教育研究会工業部会会則

(名称)

第1条本会は、広島県高等学校教育研究会工業部会（以下「工業部会」という。）と称する。

(目的)

第2条工業部会は、工業教育に関し、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育研究活動を行い、本県高等学校、特別支援学校及び高等専門学校
の振興と教育関係者の資質向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条工業部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。

- (1) 研究会、講習会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果についての刊行物出版
- (4) その他教育研究の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(会員)

第4条本県高等学校、特別支援学校及び高等専門学校教職員で趣旨に賛同する者。

(入会)

第5条会員になろうとする者は、役員会において別に定めるところにより工業部会長に申し出なければならない。

(退会)

第6条退会を希望する者は、役員に申し出なければならない。

(役員)

第7条工業部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長1人
- (2) 副部会長2人
- (3) 理事関係高等学校長
- (4) 監査2人

2役員は、役員会で選出する。

3部会長及び副部会長は、校長の職にある者でなければならない。

(職務)

第8条役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、工業部会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたとき、その職務を代理し又は代行する。
- (3) 理事は、工業部会の会務を分担処理する。
- (4) 監査は、会計を監査する。

(任期)

第9条役員の任期は1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2役員は、再任されることができる。

3役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員会)

第10条部会長は、役員会を招集する。

2役員会は、第6条に定める役員で構成する。

3役員会においては次のことを審議決定する。

- (1) 部会長、副部会長、理事、監査の選出
- (2) 事業計画及び報告に関すること

- (3) 予算及び決算に関すること
 - (4) 部会の会則の制定及び改正に関すること
 - (5) その他必要な事項に関すること
- (会計)

第 11 条工業部会の運営経費は、会費，その他の収入を持って充てる。

2 会費の額は、役員会において別に定める。

(事務局)

第 12 条工業部会にかかる庶務を処理するため、役員会において別に定める学校に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局長は役員会に出席することができる。

(除名)

第 13 条会員が、教育研究会及び工業部会の目的に反する行為を行った場合、役員会の 4 分の 3 以上の賛成により除名することができる。

(会則改正)

第 14 条この会則の改正は、役員会の 4 分の 3 以上の賛成及び広島県高等学校教育研究会の承認を得なければならない。

(その他)

第 15 条この会則に定めるもののほか、工業部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

付則

この会則は、平成 12 年 5 月 30 日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成 13 年 6 月 12 日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成 15 年 5 月 15 日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成 18 年 5 月 31 日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成 19 年 5 月 31 日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成 20 年 6 月 3 日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成 21 年 6 月 9 日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成 24 年 6 月 7 日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成 24 年 10 月 29 日から施行する。

工業部会会則第 15 条の規定により，次の細則を設ける。

細則

(会費)

第 1 条会費は年 1,000 円とする。

(小部会)

第 2 条工業部会に次の小部会を設ける。

- (1) 機械系
- (2) 電気系
- (3) 建築系
- (4) 土木系
- (5) 工業化学系

(小部会及び幹事)

第 3 条各小部会に，小部会長及び幹事をそれぞれ 1 人置く。

2 小部会長は，小部会を代表し，会務を統括する。

3 幹事は，小部会にかかる庶務を処理する。

4 小部会長は，校長の職にある者でなければならない。

(幹事会)

第 4 条部会長は，幹事会を招集する。

2 幹事会は，部会長，各小部会の幹事及び工業部会事務局の教員で構成する。

3 幹事会において，小部会の運営に必要な事項を協議する。

(特別委員会)

第 5 条工業部会に次の特別委員会を設ける。

- 1 工業教育特別委員会

付則

この細則は，一部改正し，平成 17 年 5 月 19 日から施行する。

この細則は，一部改正し，平成 20 年 6 月 3 日から施行する。